

晩花集 天の川星のぬる夜は少なきを、交野に鷹のあはぬ日はなし。

六帖詠草 波よする渚の岡のはなすゝきなき名をたてゝ秋風ぞ吹く。

下河邊長流 小澤蘆庵

同 これやこの空にありてふ同じ名に流れ高き天の川なみ。

同

謡曲 雲雀山

一同「それ狩場は四季の遊にて、時折節の興を増す。歟梓の眞弓春くれば、霞む外山の櫻狩、雨は降り來ぬ同じくは濡るとも花の木陰に宿らん。初また月は夜をのこす、雪には明くる交野の御野、禁野についく天の河空にぞ雁の聲は居る。」

楠葉村附葛葉野

今之楠葉村は和名抄に「河内國交野郡葛葉久須波」と見し元明天皇の御宇に初めて都亭驛を設けられし處にして、又葛葉野は其の附近の野なり。其の他樟葉宮、楠葉河、楠葉渡等みな正史に見えて古來著名の處たり。なほ楠葉の名稱の起因に就きては楠葉渡の條参照すべし。

續日本紀

元明天皇四年春正月丁未始置都亭驛山背國相樂郡岡田驛、綏喜郡山本驛、河内國交野郡楠葉驛、攝津國島上郡大原驛、島下郡殖村驛、伊賀國阿門郡新家驛。

日本後紀

桓武天皇延暦十一年閏十一月庚寅遊獵于葛葉野、此の外屢遊獵ありし事逸史等に記したれども葛野と誤れるが如きものあるを以つて載せず。

樟葉宮趾附鏡池

楠葉村の東北交野天神社の後に在り繼體天皇の大伴金村村に丹波國より迎へられて居給ひし宮趾にして、疆域六千餘坪、長松青く砂白くして一塵を留めず、碧水之れを環り清淨の閑地にして裡に一小丘あり同天皇の即位の式を行はせ給ひし處と傳へ今は楠葉祠廟を建てゝ頗古雅なり。

繼體天皇紀

元年春正月辛酉朔甲子大伴大連金村大連更籌議曰、男大迹王性慈仁孝順可承天緒冀懲勸進紹隆帝業、物部龜鹿火大連許勢男人大臣等僉曰妙簡枝孫賢者唯男大迹王也丙寅遣臣連等持節以備法駕奉迎三國、夾衛兵仗肅整容儀鑿鐸前駆奄然而至於是男大迹天皇晏然自若踞坐胡床齋列陪臣既如意坐持節使等由是敬憚傾心委命冀盡忠誠然天皇意裏尙疑久而不就適知河内馬飼首荒籠密奉遣使具述大臣大連等所以奉迎本意留二日三夜遂發乃喟然而歎曰懿哉馬飼首汝若無遣使來告殆取蚩於天下世云勿謂貴賤但重其心蓋荒籠之謂乎及至踐祚厚加荒籠寵待甲申天皇行至樟葉宮二月辛卯朔甲午大伴金村大連乃跪上天子鏡劍璽荷再拜。

南方一町許の處に一池あり鏡池といふ廣袤四丁、清澄にして月を賞するに宜し。

續古今 曇らじなますみの鏡かけそふるぐすばの宮の秋の夜の月。

藤原實經

藤原繼繩別業趾

楠葉村の繼繩垣内は即別業の趾にして今縫に數百歩の地を存せり。桓武天皇の屢交野に遊狩し給ふに當り行宮とし給ひし所にして詳くしあ既に交野の部に記せり。繼繩の後裔永く茲に宅し嘉禎の頃政繼と稱するもの交野天神社築營に際し資を投じて力を致しきと云ふ。繼繩は右大臣豊成の第二子

して從五位下より累進して中納言に至り東奥に事あるに及び征東大使となりて功あり、後中衛大將を兼ね右大臣に拜せられ、ついで正二位に叙し延暦十五年齢七十を以つて薨せり、桃園右大臣と稱し、贈を賜ひ從一位を贈らる。業趾今は私人の邸宅となり其の裔また全く絶たり。

楠葉河

雄略天皇の市邊押磐皇子を殺し給ひしとき皇子の二子億計(賢)弘計(賢)の播磨に遁れんとし途にして渡り給ひし玖須婆之河は即楠葉村の河にして淀河の此の村に屬せる一部の分稱なるべし。

古事記安康天皇の段

於是市邊王之王子等意富祁王袁祁王桂聞此亂而逃去、故到山代荊羽井食御糧之時面鰐老人來奪其糧、爾其二王言不惜糧然汝者誰人答曰我者山代之猪甘也、故逃渡玖須婆之河至針間國、入其國人名志自牟之家隱身役於馬牛甘也。

楠葉渡

昔崇神天皇のとき四道將軍を發して天下を順撫し給はんとせしに其の一大彦命童謡によりて將に京師に事わらんを察し遂に天皇に奏して庶皇兄建波遁安彦命を誅して天下を定め給ひき、楠葉渡は即賊軍の慶にせられし處にして且其の名稱の如きも實に此の戰爭より起れり。(但何處か詳)今左に記紀を引きて之れを徵かさん。

古事記同天皇の段

爾日子國夫玖命乞云其廬人先忌矢可彈、爾其建波爾安王雖射不得中、於是國夫玖命彈矢者即射建波

遁安土而死、故其軍悉破而逃散、爾追迫其逃軍到久須婆之度時皆被迫害而屎出懸於樞、故號其地謂屎禪、今者謂久須婆。

崇神天皇紀

其軍衆脅退、則追破於河北而斬首過半、屍骨多溢、故號其處曰羽振苑、亦卒怖走屎漏于禪、乃脫甲而逃之、知不得免叩頭曰我君、故時人號其脫甲處曰仰和羅、禪處曰屎禪、今謂樟葉訛也、又號叩頭之處曰我君。

久修園院

樟葉村に在りて俗に釋迦堂と號し元正天皇の靈龜二年僧行基の創建せし所にして寺傳によれば聖武天皇も勅して院領の地若干を賜ひきといふ。故を以つて今は真言宗奈良の西大寺の屬寺に過ぎざれども寶物に傳跡確丸釋迦立像、傳宗覺律師作受染明王像、傳行基作不動明王像及び傳宗覺律師作の塔等わりて共に美術工藝上の逸品たり、久修園院の稱益、鄉名の楠より來たる。

鶯關

關亦楠葉に在りて元明天皇の和銅四年初めて置かれし都亭驛の趾なりといふ。中世足利尊氏軍一たび敗れて丹波の篠山に潜ひや村甲に長澤某といふ者あり往いて鶯を贈り之れを慰めしに尊氏賞するに一首の歌を以つてし、而して歌句の中鶯の關云々とありしより竟に此處を鶯の關と喚稱するに至れりとぞ。今は東西百八十間、南北百間許の田圃にして歌は長澤家に残りしが明治元年の洪水に終にこれを失なひ今は亡し。

野崎觀音

二七二

福聚山慈眼寺と稱し曹洞宗山城國綏喜郡地藏院の末寺にして西條村大字野崎に在り。傳記亡びて創建の年代知る可からずといへども印度波羅奈國大悲の聖蹟を模したるものと傳へ。寺前的小池今もなほ波羅奈澤と呼べるを以つて見れば其の古刹たりしは殆疑ふべからず。本尊は三尺八寸の觀世音にして僧行基の刻みし靈像と傳へ其の名極めて著し。中世永く廢絶に歸せしを一條天皇の御宇難波江口の遊女嘗病に罹りて和州泊瀬の觀音に詣でしに靈夢に感じて更に當山に來たり、參籠祈願すること七晝夜にして病惱頓に癒ししかば是に於いて寺の再興を企て數年にして堂宇坊舍悉成り。遊君は中興開基と爲りて像は本尊と共に堂に安置せり。爾來靈佛の名四方に高く來たりて賽する者漸多く、伏見天皇の永仁二年僧入達寺職となりて法運の二たび衰頽に赴かんとするを悲み優婆塞秦氏と共に力を戮はせて破を修め頽を補ひしが永祿八年三好松永の兵燹に罹りて焦土となり。元和年中僧青嵐錫を茲に留めて再興せしもの即今の伽藍是れなり。飯盛の山脈西に馳せて更に壹峰となりたる半腹に靠り封疆一千四百坪、西方の石磴を上りて門を入り步すること數十武にして二たび十數級の石段に到り、踏み盡くせば即本堂あり。堂は南に面して方五間、左に三十三所觀音堂あり、右に長廊あり。屈曲高低して方丈に至り其の中央に開基堂を狹めり。南には藥師堂阿彌陀堂あり、開基堂の後一段の高所に君塚と稱し九輪の石塔あり。即江口君の爲に建てしものなり。傍に行者塔あり、其の他羅漢堂等の堂宇及び石佛塔甚多く。例年櫻花の時と楓葉の節との二期を以つて無縁經を修し賽者群集肩摩して立錐の地を餘さず。昔は浪華の老若にして寺に賽するもの一は舟にて寐屋川を溯り一は陸路を取り兩者互に罵詈嘲弄するを以つて例とし稱して野崎參りといひしが今は多く汽車に依り此の事廢

須波麻神社

れき地亦聘望に富み山下には東高野街道南北に通じ道を隔てゝ寢屋川の一水帶の如く田疇の間を西流し、其の盡頭には浪華の巨城巍然として聳々と呼べば將に應ふ可く、廿萬の戸は淡く煤煙の裡に包まれ海を隔てゝ播磨の山容亦依稀たり、殊に菜花の頃は黃金滿地遠く數里に亘りて更に佳曠なり故を以つて四時の遊客絶ゆることなく山下には旅館割烹店多くして亦賽者に便なり。

飯盛山城趾

同村中垣内の宇宮の上に在り大國主神を祭れる延喜式内の社にして今郷社たり。社域約四百坪を有し末社あり。老杉古松數十章社殿を護り本殿は桁行一間梁行四尺の小社なれども氏子百五十九戸を有せり。

四條村の東に方り一峯の姿勢凡ならざるもの之れを飯盛山と稱す蓋其の形の飯を盛りたるに似たるを以つてなり。

築貞

城趾は其の頂に在り登路三條にして中に東高野道よりするものを最便とす。建武元年北條高時の族にして南都の僧たりし僧正憲法はじめて此に築き叛旗を織しゝが忽にして楠正成に陥れられ後正平四年高師直の正行と四條畷に戰ふに當りて其の一陣は此に屯し、同二十三年三月十五日楠正儀和田正武の八尾、千劍破、赤坂と此所との四城に一時に義旗を擧げしとき恩地左近太郎守將となり細川頼之の將佐々木道譽、同高秀、同崇永、山内崇譽、土岐善忠等の一萬餘の大軍を受けて竟に屈せざりき。後

畠山氏の臣此に居り、永祿年中三好修理大夫長慶の執政となるや松永彈正少弼久秀をして京師の政務を掌らしめて其の身は此に住し、元龜三年に至りては遊佐信教畠山昭高を輔けて此を守りしが尋いで奪ひ、翌四年織田氏に攻められて陥り遂に廢墟となれり。廣袤約三十六町、地勢凹凸をなし石壁断續して今なほ存し、殘礎横たはり折戦埋まれり。古來三本松と呼びし老樹は今は枯死したれども龍幹なほ槎枒として立ち、時に風を喚びて怒號し轉當年を恐ばしむるものあり。

三好別記。

飯盛には連歌の會ありて永義(長)冬康、宗養、紹巴など列座す。三の折すぐる時分に實休討死の注進状を永義に捧る。永義一見して懷中し座を不動色を不變時に傍人

芦間にまじる薄一村

と云々、座中つけわづらひしに永義

ふる沼の淺きかたより野となりて

とありしかば諸人みな入奥、冬康は古沼のと吟じ出だされると共に珍重くわと云々(中)連歌はてのち實休うち死の由を座中へ披露しさだめて敵發向あるべし早く入洛せよと宗養紹巴以下

の客を歸し遣さると云々。(同書卷首三好家系圖實休の下には發句すいきにまじる芦の一もと) あり

津鉢神社

甲可村大字岡山の中央忍ノ岡に在り式内の社にして應神天皇、速玉之男神、藤原鎌足を合祀せり。由緒詳かならず、明治五年村社に列せられ社域一千七百七十四坪を有せり。

忍の岡

四條畷の停車場を距る十數町、甲可村大字岡山の中央に隆起せる孤丘是れなり。登臨すれば四方眼を遮るものなく風光絶佳なり。元和の役徳川秀忠の營して牙旗を建てし所にして今喬松一株あり翠蓋地を覆ひて常に翠雨を降らし、長久の松或ひは忍松と稱せり。岡亦古來の名所にして古歌あり。

新後撰、待つ人になど語らはで時鳥、一人しのびの岡になくらん。

法印覺寛

新續古、忘れじな忍の岡のはつ草のはつかなるよりもゆる思を。

後押小路公忠

夫木見し人も忍の岡の花すゝき靡くはまねく心地こそすれ。

讀人しらず

自撰歌、雪消にぬ程こそあらめ春の色をえやは忍ぶの岡の若草。

本居宣長

稻葉尋ねばや忍ぶの岡の時鳥、さ月まつまの音をや洩らすと。

本居太平

國中神社

同村大字中野の产土神なれども東方の大字清瀧の地に鎮座せり。以前の祭神詳かならず。今昔原道眞を祭り天神と稱せり。社域三千二百九十余坪を有して裡に三神社、兩宮社、八坂社、猿田彦社、吉備社、天神社、稻荷社等七座の末社羅列し、氏子二百二十餘戸あり。

鴈塚

同村大字中野の枚方街道の左傍に在り塚上一碑を植ゑ表に鴈塔の二字を鏤し左右後背に文を勒せり。碑の高さ五尺餘基石方三尺にして花岡石を以つて作れり。文明の昔邑の人出で、獵し郊外に鴻雁

喫々たるを見射て其の一隻を得就いて之れを見れば首なき雄鴻なりしかば大いに之れを怪みしに後數旬を経て一雌鴻の哀號して來たるを獲しに羽翼の中雄鴻の首を包めり是に於いて前に獲たるもののは其の雄なるを知り且鴻雁の愛着深きを感じ悲傷涕泣弓を折り矢を摧き悔恨骨に徹し遂に出来して其の菩提を吊ひ雌雄を併はせ藏め石を建てゝ之れが標と爲せりと稱し傳へて美談となせり。後其の碑亡びて現今の碑は寛延二年寺尾某の先趾に就いて建設せしものたり。

廢正法寺趾

大字清瀧の西南に在り疆域詳かならざれども天平年中僧行基の開基に係り小野山正法寺と稱して一大伽藍なりさと云ふ建武より應仁の戰亂に際し灰燼に歸し慶長元和の役に二たび劫火に鳥有となり、纔に一柱石を剩しゝが明治九年補正行墓前の盥水盤と爲り寺域は全く田圃と變せり。

清瀧

大字清瀧に在り大字逢坂の龍王池の水溢れて西に流れ清瀧山の圓子石と稱する所より來たれる溪流を合はせ山の西麓字瀧ヶ谷に懸りて一大瀑布を爲せるもの直下四十餘尺幅十八尺下流は清瀧川と爲り寐屋川村の河北に至りて寢屋川に注ぐ溪間には奇岩怪石多く瀑上には楓樹有り秋霜ひと度至れば忽一團の絶景を留め本州より大和に至る大和街道に近くして而も甚幽寂なり。

清瀧峠

清瀧の東同名の山頂にして謂はゆる清瀧街道なり巨石多くして徑路を夾み雙び峙ちて相對し宛然

門を爲せり斯の門を過ぐれば一縷逶迤として直ちに大和に入る。

龍尾寺

甲可村東北の小丘茶臼山の頂に在り隣邑野崎の慈眼寺末にして本尊十一面觀世音佛は丈三尺三寸名匠春日の作なりとぞ開基は僧正行基と傳へ初は禪宗なりしが中世廢寺となり寛永年中に至りて僧某の再興せし所たり俗に茶臼山觀音と稱し時々賽者あり數十級の燈を拾ひて登れば近く澱江の施藍を扣へ遠く淡海の碧喬を望むを得風光佳なり。

權現瀧

茶臼山の奥に當り數丁を隔てゝ既に水聲の轡轆たるを開くもの即是れなり水源を生駒の山間より發し淙々たる溪水幾條相聚りて權現川となり同名の山を落下して此の瀑布を爲す高さ五十尺幅二十四尺飛沫は四時の雪を吹き樹は潤ひて石は綠を爲し頗奇觀にして而も陰森の氣肌骨に透る古は瀧の邊に權現堂あり遂に此の川名と瀧名とをなすに至りしが今は亡し。

四條畷神社

飯盛山下に鎮座せる別格官幣社にして贈從二位補正行を主神とし補治郎正時補左近將監正宗同人子息和田質秀和田新兵衛大塚掃部介惟久河邊石掬丸青屋刑部野田四郎同人子息二人金岸某同人舍弟開住良圓同人子息三輪西阿同人子息和田紀六左衛門同人子息二人島山六郎譽田某阿間了願等二十四人を配祀せり山下は即四條畷にして正行の千歳の恨事を齊らして一族郎黨と共に戰歿したる

所なり。又或ひは云々中河内郡枚岡南村大字四條は當時の四條畷にして正行の首を授けし處なりと、思ふに四條畷は或ひは然らん。然れども戦歿せし處は恐らくは此の附近ならん。明治の初年に至るまで星霜を経る五百有餘縁に一基の墳墓を剩して喬楠これを護り徒に荒草の裡に没せられて人の省みるものあらざりしが、明治の聖世と爲るに及びて同六年十二月十五日從三位を追贈せられ、同十年二月、聖上の道明寺に行幸あらせらるゝや特に勅使を遣はして墳墓を吊祀し金幣を賜はり、同廿二年六月地を此處にトして本社を創立し、社格の宣下を出願して十二月に別格官幣社に列せられ、四條畷神社と稱せり。しかのみならず創立費、保存費建築補助費として宮内省、宮家、内務省等より併せて一萬四千三百圓を下賜せられ同二十日本殿の竣工式を舉げ、越にて翌二十三年一月三十一日宮内省より神靈を大阪府廳に奉送し同二月一日京都に御一泊あり翌二日府廳に着御し、同四月五日神靈奉納式あり翌日より三日間鎮座祭を行ひ、茲に飯盛山下一異彩を見るに至れり。抑、正行は正成の嫡男にして後醍醐天皇の嘉曆元年に生れ、弟あり次を正時と云ひ季を正儀と云々、延元元年足利尊氏の西國より來たりて將に禁闕を侵さんとするや新田義貞出で、兵庫に拒ぐ。天皇更に正成をして之れを援けしむ。正成奏して曰はく、賊新たに九州の銳兵を收めて來たる我が兵は疲れて且少なし、宜しく車駕御山に行幸し、賊の京師に入るを待ち畿甸の精英を萃め夾撃して一舉に殲すべしと。然れども藤原清忠の爲に沮まれ事の爲す可からざるを知り、兵五百を率ゐて京都を發し、攝津國三島郡櫻井驛に至りて正行を召し恩賜の寶刀を授け遺言して河内に還へす。正行時に年甫めて十一共に隨はん事を請ひしが聽されずして河内に歸り、正行の遂に港川に死するに及びて自害せんとして母に諫止せられ爾後、父の遺訓と母の慈誠とを服膺して一意時機の到るを待つ。後天皇の花山院より出でさせ給ふに及びて和田次郎等と之れに赴き、後村上天皇の踐祚の初屢兵を出だして紀河の間を鎮し、其の後或ひは葛復するを得たりき。

井寺に細川頼氏を破り、或ひは遠里小野に山名時氏の軍を蹂躪して之れを淀河に擠し志士をして大いに意を強らせしむるに至りしが、翌正平四年高師直の大舉して來たり攻むるに及び四條畷の一戦遂に首級を賊軍に授くるに至れり。是れより先賊軍大舉來襲せんとするを聞き吉野の行宮に詣りて決死の意を奏し、中河内郡徃生院に本陣を敷きしに敵は既に八幡を發し來たりて伊駒山南、飯盛、外山及び四條畷の四處に陣せり。正行因りて四條隆資をして飯盛山に向はしめ、身づから兵三千を以てて四條畷に進み奮戦手づから數十人を斃し、が遂に師直の首を擧ぐるを得ず、身また重創を被り正時と交刺せり。時に年二十三、從兵皆自殺し、其の他宗族和田紀六郎左衛門及び二子、野田四郎及び二子、三輪西阿及び子、開住良圓、金岸兄弟、畠山與三、畠山六郎、河邊石掬丸、阿間了願、譽田某等二十三人、從兵數百人悉戦歿せり。正行死して南風竟に競はず北雲世を蔽ひて天日影暗く、南北合同するに至りて漸舊に復するを得たりき。

社域は飯盛山下に在りて甲可村大字南野に屬し、村の四條畷停車場より東方二町許にして華表あり、是れより兩側櫻楓樹を栽植し、賽者は春秋絳霞の洞を入り五町にして石磴に達す。磴は面を壓して起り拾ふこと一百級にして社に到る。七千餘坪の疆域地高くして風清く、門を入れば右に社務所、手水舍、繪馬所あり。繪馬所は石壁に據りて構へ、石壁は二層を爲して層下に梅桜を植えたり。又、一華表あり、左右に玉垣を繞らし入れば拜殿あり。構造は桁行十三尺二寸、梁間十五尺八寸、屋根は檜皮葺入母屋造にして、其の左方に神饌所あり。拜殿の後方に中門あり、透塀左右より起り以つて本殿を圍めり。本殿は桁行八尺、梁間七尺、武寸、屋根檜皮葺、全般の構造閑雅にして、一拜直ちに感慨の措く能はざるものあり。境の四周點植するに櫻楓樹を以つてし南に征清紀念標あり、礎石は白花岡石三層より成り、上に長さ五十八尺、重さ二十六噸の鏽標を置き、忠勇報國遐邇具瞻の八字を題せり。明治廿八年西村捨三の全國教

育家及び有志者に謀りて建てしものにして、文字は金色燐然として遠く見るを得。一たび眸を放てば近く攝河泉の野菜花黃稻の景を見、殊に浪華の萬戸煤煙淡く之れを蔽ひ恰羅絹に包めるが如く遠く浪華灣の碧波を越にて播州の翠巒淡島の青黛を望み、景云々可からず。

社寶に宮内省御下賜の備前長船長守作寶劍一振、有栖川宮親筆華表題字二幅、稻葉正邦寄附大刀一振、同上陣袍壹領、池田輝知寄附太刀壹振、西四辻公業寄附備前行政作太刀一振、山地元治寄附肥前忠廣行廣作太刀一振、河田景興寄附青江貞次作短刀一口、税所篤寄附波平安秀在銘短刀一口、品川彌次郎寄附森寛齋筆小楠公畫像一幅、杉孫七郎寄附懷良親王筆楠正成畫像一幅、三條實美寄附楠公真跡摺本壹幅、土方久元寄附細書御神像一幅、西材捨三寄附日置兼次作太刀一振、折田年秀寄附月山貞一作刀劍一振、俣野景爲寄附刀劍一振、田原小三郎寄附月山貞一作刀劍一振、同上南朝鉄一本、兒島惟謙寄附備前長光作古劍一振、吉田嘿寄附大隅貞次作刀劍一振、同上南正宗在銘刀劍一振、濱田元七寄附村正在銘刀劍一振、安井源治郎寄附初代村正在銘短刀一振、宮崎鐵幹寄附兜一個、守住貢魚寄附古具足一領、楠久兵衛寄附茶碗一個、(孝明天皇御物と)同上古鏡一面、奥村淺治郎寄附菊水模様鉢一個、水野彌兵衛寄附鏡一個、同上和田藏人書楠正儀奥書壹幅、清海安五郎寄附小楠公自筆短冊壹幅等あり。

御机神社

同村大字南野の字ノコリ地蔵と稱する處にあり延善式内の社にして須佐男命を祀り、社域六百坪に満たざれども數株の老松其の他雜樹の盤桓せるあり、殊に地は別格官幣社四條畷神社の後に當れるを以つて更に一段の莊嚴を増せり。傳へ曰々古は邑の東方飯盛山の北宮谷に鎮座ありしが後中野村

大上の地 (現今六字消) に遷し、後又、東方の字瀧に移し、三たび現今之地に遷座せしものなりと、境内末社四座あり、即、水神社、藤木社、神明社、稻田社是れなり。

楠正行墓

大字南野の西南四條畷を距る二三町に在り、封疆一千餘坪、中央に一株の老楠樹ありて幹の周圍二十八尺、枝梗四方に延びて方二十餘間に及び、鬱蒼として暑影を遮れり。其の下は即墳墓にして傍に高さ一丈五尺、巾五尺の巨碑屹として立ち、題するに「從三位楠正行朝臣之墓」の十字を以つてせり。明治十年時の縣令稅所篤の村民と共に謀りて立てし者にして、書は故大久保利通の筆なり。他に亦二碑あり、高さ一は六尺餘、一は八尺餘、共に文を鏤る。又茶所及び四條畷神社宮司の邸舍あり。維新以前は只此の老樟の下に南無權現と勒せし自然石の一小碑と文化四年建てし一碑との寂寥を護るに過ぎず、絶にて、賽者の片影だも見ざりしが、明治の聖代に遇ひて忽この建設を得、是に誠忠は愈々表彰せられて、臣下の師表子弟の模範となり、殊に靈は近く四條畷神社に祀られ人をして低回願望去る能はざらしむ。

吉野拾遺。

楠正行の墓所にいかなる者のわざにや有りけん書きつけゝる。

楠の勝のしるしを来て見れば、誠に石となりにけるかな。

和田源秀墓

正行の墓を北に距る數町、東高野街道の右傍小字藥師に在り。源秀は和田正述の二男、正朝の弟にして幼時滿仁王丸と稱し、稍長じて八尾別當顯幸の法弟と爲り、和田新發智源秀と云ひき。正平四年正月楠

正行と共に京軍を此の地に逃かへ大いに高師直と戦ひ屢これを破りしが遂に一族從兵と共に茲に戦死せり。墓はもと邑の森下某の有に屬し拝大の地なりしに明治三十年偶々正行の五百五十年祭を行ふに當り大いに塁域を擴め又花卉を植ゑたり。碑あり高さ五尺許、基石二層にして花岡石を以つて成り繞らすに石柵を以つてし松樹兩三章之れを護れり。碑面には「和田源秀戰死墓」七字を勒して裏にむかし問へばすゝき尾花のあらしふく。

の一句を鏤し、天保二年浪華の人永田某の建てし所なり。人の正行の廟墓に詣する者にして來たりて吊はざるはなく掃除の跡常に新たにして香花絶ゆることなし。

太平記。

和田新發意いかにして紛れたりけん師直が兵の中に交りて武藏守(師直)に刺し違へて死なんと近づきけるを此のほど河内より降参したりける湯淺本宮太郎左衛門といひける者これを見知りて和田が後へ立ち廻り諸膝切りて倒るゝ所を走り寄せて頸を搔かんとするに、和田新發意朱を洒ぎたる如くなる大の眼を見開きて湯淺本宮をちやうと睨む。其の眼終に寒かずして湯淺に首をぞ取られける。大剛の者に睨まれて湯淺慮してやありけん其の日より病つきて身心惱亂しけるが、仰げば和田が忿りたる顔天に見に備けば新發意が眼地に見にて怨靈五體を責めじかば軍散じて七日と申すに湯淺あがき死にぞ死しにける。

田原城趾

田原村上田原村の東南に在り永祿年中田原對馬守の據守せし處にして今城山と呼び高さ五丈餘、周回四町三十間、溝渠を繞らし回字形を爲せり。頂上に住吉大神を祀り雜樹鬱として山を蔽ひ附近には

城ノ下、土井ノ内と唱ふる字地等あれども其の興廢詳かならず。

秦河勝館趾

豊野村大字秦の觀音山に在り二三坪の地にして自然に一區割を爲し裡に高さ八尺の五輪塔あり。基石に四百餘字の銘を勒すれども紫苔蝕し螭篆亂れて殆讀むべからず。河勝は山城國葛城の人、推古天皇十一年聖德太子の佛像を尊崇して群臣に之れを拜せしめんとせらるゝや、河勝その像を受け蜂岡寺を造りて之れを安置し、又太子と共に守屋を攻めて遂に其の首を斬る等佛教上に貢獻する所尠なからざりき。其の他或ひは東國の愚民の妖説を信じて誑惑せらるゝを諭し、事等みな正史に見にたり。然れども其の終りし所詳かならず。

鍛冶秦行綱宅趾

村の南方鍛冶屋垣内と稱する處は其の趾と傳へ方壹町の地にして今は民宅たり。相傳ふ後鳥羽上皇諸國の名匠を徵して刀劍を造らしめ給ひしとき行綱第一の撰に入りきと。今趾に獻刀谷と稱する字地のあるは是れに因りしものならん。又近く冷泉あり徑三尺許、奇石を以つて疊み水透徹して甘美を帶び、鑄る所の鋒刃を淬すに用ひしものなりと云ふ。

細屋神社

同村大字秦の字樂田に在り祭神及び由緒詳かならざれども延舊式内の駕社にして現今社域二百二十坪を有し村社たり。(式に野村は茨野郡に在り、然れども野村は茨野郡に在り、然れども)

高宮神社

延喜式内の社にして同村大字高宮の中央字一方町に在り天剛風命を祭れり。命は萬魂尊兒天剛川命高宮神主等の祖なり。明治五年郷社に列せられ、境内僅に九十餘坪に過ぎざれども裡に本殿拜殿、社務所等あり、殆六百に近き氏子を有せり。

三代實錄

清和天皇貞觀元年正月廿七日從五位下河内國高宮神授從五位上。

高宮大社祖神社

高宮神社の東南に鎮座せる式内神社にして天萬魂命を祀り、明治四年村社に列せられたり。

鸞關

寢屋川村大字堀溝の大念寺封彌は其の趾なりと稱すれども今詳かならず。河内志には康賀王母家集の

我が恩心も盡きぬゆく春を越すべし留めよ鸞の闌。
の歌を擧げて此の地と断定したれども名勝圖會は竹の内崎の邊と書して河内志の説を誤なりと云
へり。孰れか是なるを知らず。

大坂府


明治三十六年四月十一日印刷


同 年四月十四日發行

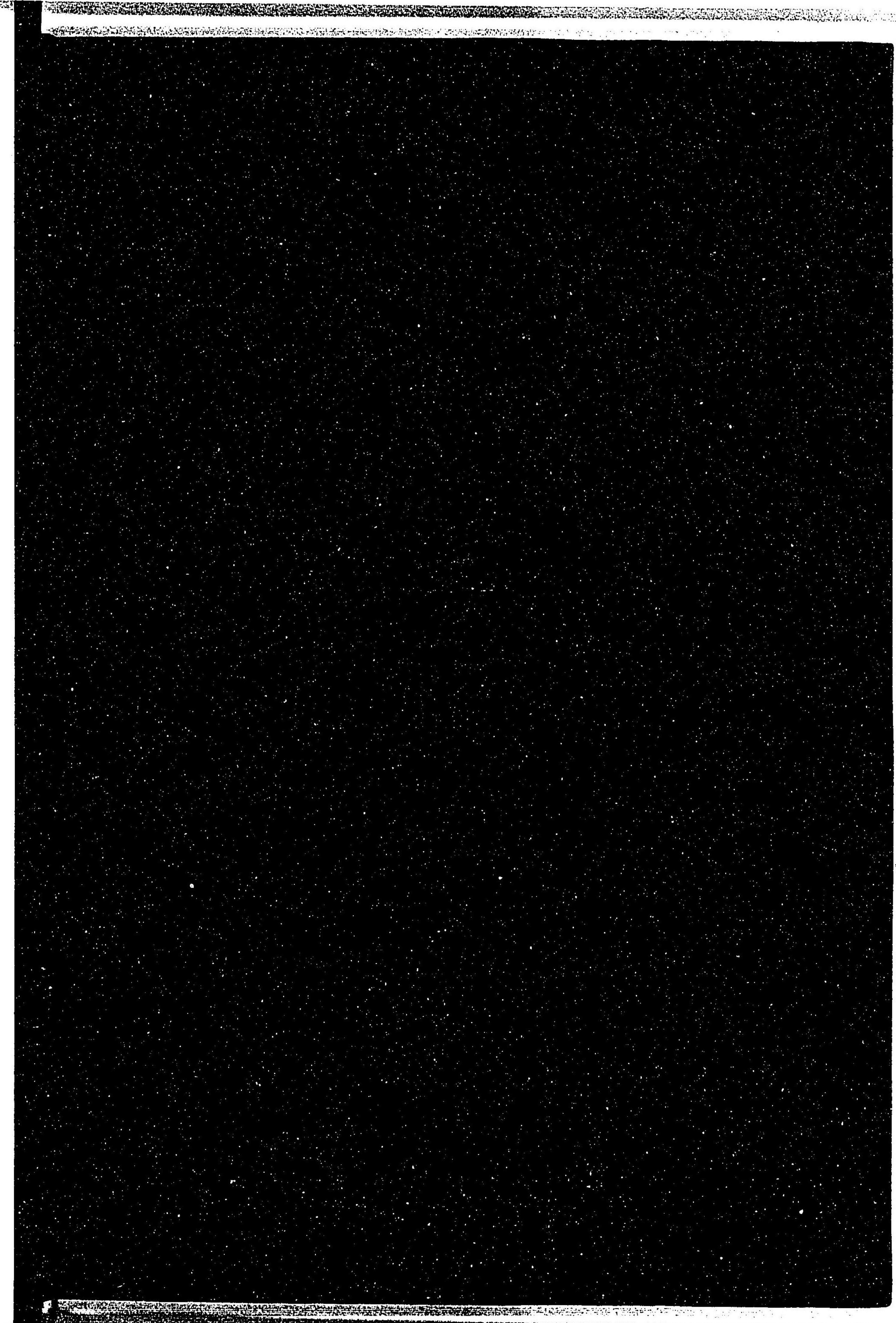
印 刷 所 忠 愛 社 田 太 實
印 刷 者 忠 愛 社 田 太 實
忠 愛 社 々 主

東京市本所區中ノ郷原庭町十
七番地
東京市京橋區八官町十九番地

IT 8X18









025239-005-9

39-87

大阪府誌

大阪府／編

第5編

M36

ADC-2648

